総務省「放送政策に関する調査研究会」第9回会合提出資料

NHKは平成25年5月15日開催の本研究会第8回会合のヒアリングにおいて、NHKのインターネット関連業務等のあり方について多岐にわたる制度改正を要望しました。「放送の二元体制」の一翼を担う民放事業者の立場から、NHKのあり方に関して以下のとおり意見を申し述べます。

1. 基本的な考え方

- ・ NHKは放送法に基づき設立された特殊法人で、受信料収入を財源とする公 共放送である。NHKが実施できるインターネット業務は「放送の補完」が基 本であり、その範囲や内容は放送法の業務規定で特定され、NHKも自ら定め た実施基準で予算規模に上限を設けるなどしている。こうした複合的な枠組み が、NHKのインターネット業務に関する適正規模や事業運営の透明性を担保 していると考える。
- ・ NHKは5月15日の要望において、①ラジオ放送のインターネット同時配信 のように、すでに付帯業務や特認業務として実施してきた業務、②NHKが実 現を目指している放送・通信連携サービスの「ハイブリッドキャスト」などに ついて、放送法のNHK業務規定で明確に位置づけるなどの制度整備を求めて いる。
- ・ ①に関しては、すでに実施されてきた業務とはいえ、たとえば特認業務はあくまで単発的に実施が認められたものである。業務規定に盛り込み当該業務の 実施を恒常化するのであれば、NHKの業務として不可欠か、実施内容は適切 かなどを精査することが、法定化の検討において必要だと考える。
- ・ ②に関しては、現行のNHK業務規定では解釈できず、実施を可能にするための制度整備が必要であると考える。ハイブリッドキャストのサービスの範囲・内容などは現時点で明確ではないが、放送法の業務規定とNHKの自主基準によって、ハイブリッドキャストの業務の範囲・内容を可能な限り明確にし、「放送の補完」であることを確実に担保すべきであると考える。
- ・ ①②の検討にあたっては、「NHKの目的や使命に合致しているか」、「サービス範囲が明確であるか」、「受信料がどの程度使われるか(適正規模)」、といった視点に加え、「民間事業者との公正な競争」、「地域免許制度など放送制度の根

幹との整合」、「基幹放送の普及・発展における先導的な役割」などの視点も重視した、バランスのとれた検討が必要と考える。

- ・ NHKの自主基準の改正に際しては、国民・視聴者や関係事業者の意見を幅 広く聞き、適切に反映されるような透明性のある手続きをとることが不可欠で ある。
- ・ また、今般NHKが要望した制度整備などが認められるか否かにかかわらず、NHKおよび子会社等の業務に関しては、たとえばNHK内部に透明性・公平性を確保した第三者的な審査機関を新設し、(i)新サービス等の計画段階・実施前における事前チェック、および(ii)新サービス等が実施された以降の事後チェックを行うべきと考える。そうした審査機関が国民・視聴者や民間事業者等からの意見・苦情をサービス実施前後に受け付けることで、制度の実際の運用上もNHKの業務内容や業務範囲の適正性が担保されることを期待する。
- ・ 民放事業者が最も危惧するのは、NHKが受信料収入を使ってインターネット関連業務等を際限なく拡大することで、「放送の二元体制」のバランスが崩れ、ひいては国民・視聴者に不利益をもたらすことである。NHKのインターネット業務は「放送の補完」が基本であることから、NHKがインターネットで独自コンテンツを配信することを認めるべきではないと考える。NHKの活動が民放事業者の財源である広告市場に悪影響を与えることや、NHKの子会社等がNHKブランドを過度に利用した営利行為を行うことは厳に禁止されるべきと考える。
- ・ NHKが本研究会に対して5月15日に制度改正要望した業務は、詳細が不明 な部分が多く、今後、制度改正の方向性、サービスの詳細などが明らかになっ た段階で、必要があれば改めて意見を申し述べる。

2. 各論

(1) ラジオの放送同時配信について

NHK: ラジオ放送を補完するものとして、現行認可期間終了後も業務として 実施できるよう、業務規定上位置づけられることを希望

- 現在試行中のNHK「らじる★らじる」は国内の地域制限はしていないが、「ラジオ放送の難聴改善」という目的に照らせば、本来は各地域放送局の放送対象地域に即してインターネット配信することが適切であると考える。
- (2)番組に関連する情報の提供等について
 - 2-① オリンピックなど国民的関心の高いスポーツ大会の競技中継等のライブ 提供

NHK:現行のような形での個別認可ではなく業務としての位置づけ(または 包括的な認可)を希望

- ・ ライブ提供の対象となるイベントは限定的にとらえ、その範囲を明確にする 必要があると考える。
- ・ NHKは、放送を行うことを目的として設立された特殊法人であることから、 NHKの必須業務である地上放送、BS放送で放送を行うことが優先されるべ きと考える。
- ・ このため、本業務が行われるとしても、その対象はNHKおよび民放事業者 が中継(録画中継やライブストリーミング含む)を行わない競技・試合に限定 することが必要である。

2-② 災害情報や防災等に資する情報の提供

NHK: 災害・危機管理情報、選挙情報および外国人向け情報のインターネットでの提供については、可能な限りNHKの自律的な判断で、積極的に実施できるよう業務規定上明確にされることを希望

これまで実施された範囲内であれば概ね問題ないものと考える。

NHK: 防災・減災等、人命や国民生活への影響の軽減に資すると判断した情報 について、インターネットで提供することが業務として明確に位置づけられることを希望

「防災・減災等に資する情報」というだけでは範囲が不明確であると考える。

2-③ 放送終了後1か月を超えた提供

NHK: 1か月の期間の要件を廃止できるようにすることを希望

・ 1か月の期間要件自体は必要であり、認めるとしても学校放送番組、福祉番組に限定する必要があると考える。

2-④ 業務ツールとしてのコンテンツの利用

NHK:可能な限りNHKが自律的に適否を判断して業務を実施できる観点から、業務規定上明確にされることを希望

- 「業務ツール」の範囲・趣旨が不明確である。
- ・ NHK主催イベントであればインターネット配信(ライブストリーミング 等)が実施できる、とする従来のNHKの解釈は無理があると考える。

(3) 新たなサービス・環境に対応するためのコンテンツ提供について 3-① ハイブリッドキャスト

NHK: いわゆるスマートテレビ (ハイブリッドキャスト) をNHKが十全に 実施できるような制度整備を要望

- ・ 「いわゆるスマートテレビ (ハイブリッドキャスト)」の定義が不明確だが、 仮にNHKがハイブリッドキャストに通信でコンテンツやアプリを提供すると しても、放送番組を補完するものに限るべきと考える。
- ・ NHKの財源である受信料はすべてのテレビ受信機の設置に対して徴収する ものであることから、ハイブリッドキャスト専用サービスの費用に関し、ハイ ブリッドキャストの利用者と、それ以外の受信料負担者との公平性を十分に検 討すべきと考える。

3-② 学校教育コンテンツ

NHK:インターネットの特質を生かしたインタラクティブな学習コンテンツ の提供ができるようになることを希望

教育関係の民間事業者の意見を十分に聴取すべきと考える。

以上